

事業者説明会資料の変更のお知らせ

平成29年3月3日変更分

1. 変更箇所及び変更内容

資料2「各サービスの内容」 の 3 ページ

「2. サービス内容」の表の2段目（軽度援助訪問サービス）

変更前

提供回数・時間

○週2回まで (土日を除く) ・1回当たり60分以内



変更後

提供回数・時間

○週2回まで (日曜を除く) ・1回当たり60分以内

2. 変更内容の説明

現行の軽度生活援助事業利用者の利用状況に合わせて、土曜日のサービス利用にも対応するため訂正するものです。

土曜日のサービス提供が困難な事業者におかれましては、指定申請にかかる添付書類「付表2」の営業日欄で土曜日のマークを外して申請してください。

南部町健康福祉課